

平成29年第1回臨時会提出議案【承認第2号】

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げ

(1) 改正の趣旨

平成29年度税制改正大綱において、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準が引き上げられることとなり、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。

これに伴い本市においても、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分し、平成29年4月1日に施行しました。この改正により軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大します。

(2) 改正の内容

国民健康保険税（均等割・平等割）の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を以下のとおり引き上げます。

	変更前	変更後
2割	33万円 + 被保険者数×48万円	33万円 + 被保険者数×49万円
5割	33万円 + 被保険者数×26.5万円	33万円 + 被保険者数×27万円

(3) 軽減の基準となる収入額の変化

(例) 給与収入で2人世帯の場合、以下の収入額以下が軽減対象となります。

	軽減基準収入額	
	変更前 (H28.12末)	変更後
2割軽減	210万円以下	212万円以下
5割軽減	151万円以下	152万円以下

(4) 影響世帯：軽減対象世帯（推計）

	変更前	変更後	増減数
2割軽減	590世帯	610世帯	20
5割軽減	570世帯	580世帯	10

※平成28年12月末の加入世帯で試算

(5) 今後の影響：国民健康保険税の減少額（推計）

	変更前	変更後	減少額
2割軽減	820万円	850万円	30万円
5割軽減	2,070万円	2,130万円	60万円

※平成28年12月末の加入世帯で試算

(6) 施行日

平成29年4月1日